

## 岬町企業誘致に関する条例施行規則

平成 17 年 6 月 21 日規則第 18 号  
最終改正 平成 21 年 3 月 31 日規則第 11 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、岬町企業誘致に関する条例（平成 17 年岬町条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 本町の区域内に事業所を有しない事業者が、本町の区域内に事業所を設けることをいう。
- (2) 増設 本町の区域内に事業所を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で事業所を新たに設けること、又は既存の事業所に隣接する土地において事業所を拡大することをいう。
- (3) 移設 本町の区域内に事業所を有する事業者が、事業所を廃止(国、大阪府又は町が本町の区域内に存する当該事業所の土地を取得することにより、当該事業所の存続ができなくなる場合を除く。)し、本町の区域内の他の場所に事業所を設けることをいう。
- (4) 製造業等 日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に基づき町長が定める業種をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業を行う施設を除く。

### (助成金の条件)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号の規則で定めるものは、事業開始日以前から本町に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により住民基本台帳に登録され又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項の規定により外国人登録原票に登録されている者のうち新規雇用の日から 1 年以上継続して雇用されたものとする。ただし、2 年目以降の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とする。

### (優遇措置の指定の申請)

第 4 条 条例第 6 条の規定により優遇措置の指定を受けようとする事業者のうち、事業所を設置する者にとっては優遇措置の指定申請書（様式第 1 号）に、賃貸用施設を設置する者にとっては優遇措置の指定申請書（賃貸用施設設置事業者用）(様式第 1 号の 2) に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し又はそれに代わるもの
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 直近 3 営業年度の決算書の写し
- (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認済証の写し
- (6) 建築物等配置計画書及び土地利用計画図（縮尺 500 分の 1 程度）

- (7) 売買契約書の写し
  - (8) 賃貸借契約書の写し
  - (9) 労働基準法（昭和 22 年法律第 29 号）第 107 条第 1 項の労働者名簿
  - (10) 町税を直近までに完納したことを証する書類
  - (11) その他参考資料
- 2 前項の規定により、賃貸用施設を設置する事業者が優遇措置の指定を受けようとするときは、同項の規定による提出の際に、賃貸用施設において事業を行う者に係る同項第 1 号から第 4 号まで、第 9 号から第 11 号までに掲げる書類を併せて提出しなければならない。
- 3 町長は、必要がないと認めるときは、第 1 項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。
- 4 町長は、理由があると認めるときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 5 号から第 9 号までに掲げる書類の提出時期を延期することができる。
- 5 優遇措置の指定の申請は、次に掲げる日（平成 25 年 1 月 31 日までの日に限る。）までに行わなければならない。
- (1) 事業所を新築する場合にあつては、工事に着手する日の 30 日前の日
  - (2) 事業所を購入する場合にあつては、売買契約を締結した日の 60 日後の日
  - (3) 事業所を賃貸する場合にあつては、賃貸借契約を締結した日の 60 日後の日  
（優遇措置の指定の要件）
- 第 5 条 条例第 7 条に規定する優遇措置の指定の要件は、次に掲げるとおりとし、それぞれの交付の対象となる助成金の種類は、別表第 1 のとおりとする。
- (1) 資本金が 1 億円を超える事業者が、事業所（従業員が 20 人を超え、かつ、町長が認めるものに限る。）を新築し、購入し、又は賃借し、かつ、本町を本店の所在地とする登記を行うこと。
  - (2) 事業者が、本町の区域内に 1,000 平方メートルを超える土地を取得し、又は賃借することにより製造業等の事業所を新設し、増設し、又は移設し、かつ、3 人以上の者を新規雇用すること。ただし、本町（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 第 3 項に規定する財産区を含む。）から土地を取得する場合は、新規雇用の条件は適用しない。
  - (3) 事業者が、本町の区域内に 1,000 平方メートルを超える土地を取得し、又は賃借し、かつ、賃貸用施設（町長が認めるものに限る。）を新築し、購入し、又は賃借し、製造業等の事業者当該賃貸用施設を賃貸すること。
- 2 現に指定事業者にある者は、新たに優遇措置の指定を受けることができない。  
（優遇措置の指定及び通知）
- 第 6 条 町長は、条例第 7 条第 1 項の優遇措置の指定を行うときは優遇措置の指定書（様式第 2 号）により、指定を行わないときは優遇措置の不指定書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。  
（変更の申請及び承認）
- 第 7 条 条例第 8 条第 1 項の変更の申請は、優遇措置の指定内容変更申請書（様式第 4 号）により町長に行うものとする。この場合においては、町長が必要と認めるときは、指定事業者は、その変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。
- 2 条例第 8 条第 2 項に規定する承認は、優遇措置の指定内容変更承認書（様式第 5 号）によ

り行うものとする。

(工事の着手)

第8条 第5条第1項各号の事業所を新築し、若しくは新設すること、又は賃貸用施設を新築することとして優遇措置の指定を受けた事業者は、指定を受けた日から1年以内に工事に着手しなければならない。

2 指定事業者は、前項の工事に着手したときは、速やかに工事着手報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(事業開始の報告)

第9条 指定事業者は、事業開始の日から60日以内に、条例第5条の表第1号、第2号又は第4号に規定する者にあつては事業開始報告書(様式第7号)に、同表第3号又は第5号に規定する者にあつては事業開始報告書(賃貸用施設設置事業者用)(様式第7号の2)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(事業廃止又は休止の届出)

第10条 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃止(休止)届(様式第8号)により町長に届け出なければならない。

(優遇措置の指定の取消し)

第11条 町長は、条例第9条第1項又は第2項の規定により優遇措置の指定を取り消したときは、優遇措置の指定取消通知書(様式第9号)により当該事業者に通知するものとする。

(助成金の交付の申請)

第12条 条例第10条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書(様式第10号)により町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間及び助成金交付申請書に添付する書類は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付の要件)

第13条 条例第10条第2項に規定する助成金の交付の要件は、別表第3のとおりとする。

(助成金の交付の通知)

第14条 町長は、助成金を交付するときは、助成金交付通知書(様式第11号)により当該指定事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第15条 指定事業者の事業を承継した事業者は、優遇措置の指定承継申請書(様式第12号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、優遇措置の指定承継承認通知書(様式第13号)により当該事業者に通知するものとする。

(企業誘致審査委員会)

第16条 町長は、条例第7条第1項に定める優遇措置の指定の審査及び調査を行うため、岬町企業誘致審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 規則の失効 )

- 2 この規則は平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

( 経過規定 )

- 3 この規則の失効前に優遇措置の指定を受けた事業者に対するこの規則の運用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則 ( 平成 18 年 6 月 15 日規則第 10 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 21 年 3 月 31 日規則第 11 号 )

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号の改正規定については、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 5 条関係 )

		土 地	町から購入		町から賃借		町以外から購入		町以外から賃借	
		建 物	新築等	賃 借	新築等	賃 借	新築等	賃 借	新築等	賃 借
本店を設置する指定事業者			A・B C・D	A <sub>1</sub> ・B C・D	A <sub>2</sub> ・B C	B・C	A・B C	A <sub>1</sub> ・B C	A <sub>2</sub> ・B C	B・C
事業所を 設置する 指定事業 者	本町の区域内に事業所を有しない場合		A・B C・D	A <sub>1</sub> ・B C・D	A <sub>2</sub> ・B C	B・C	A・B C	A <sub>1</sub> ・B C	A <sub>2</sub> ・B C	B・C
	本町の区域内に事業所を有する場合		D	D	/	/	/	/	/	/
賃貸用施設を設置する指定事業者	賃貸用施設において事業を行う者が本町の区域内に事業所を有しない場合		A・C D	A <sub>1</sub> ・C D	A <sub>2</sub> ・C	C	A・C	A <sub>1</sub> ・C	A <sub>2</sub> ・C	C
	賃貸用施設において事業を行う者が本町の区域内に事業所を有する場合		D	D	/	/	/	/	/	/

A : 施設設置助成金 ( A<sub>1</sub> : 土地のみ A<sub>2</sub> : 家屋のみ ) B : 雇用促進助成金

C : 水道料金助成金 D : 用地取得助成金

町には、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 1 条の 3 第 3 項に規定する財産区を含む。

別表第 2 ( 第 12 条関係 )

助成金の種類	申請の期間	添付書類
施設設置助成金	事業開始の日以後に賦課される各年度の固定資産税の最終の納期限の日から 3 か月以内の期間	(1) 町税を直近納期限までに完納したことを証する書類 (2) その他町長が必要と認める書類
雇用促進助成金	新規雇用の日の 1 年後から 3 か月以内の期間	(1) 新規雇用した者の住民票の写し、又は外国人登録原票の写し ( 事業開始の日から 1 年を経過した日以後に交付されたものに限る。 ) (2) 雇用保険被保険者証の写し (3) その他町長が必要と認める書類
水道料金助成金	事業開始の日の属する月から 1 年分ごとを単位として各年分の水道料金の完納後から 3 か月以内の期間	(1) 水道料金を指定納期限までに完納したことを証する書類 (2) その他町長が必要と認める書類
用地取得助成金	事業開始の日から 1 年以内の期間	(1) 土地の購入代金の全額の支払を明らかにする書類 (2) その他町長が必要と認める書類

別表第 3 ( 第 13 条関係 )

助成金の種類	助成金の交付の要件
施設設置助成金	指定事業者が、町税を当該税の直近納期限までに完納していること。
雇用促進助成金	指定事業者が、新規雇用した者を事業開始の日から 1 年以上継続して雇用したこと。
水道料金助成金	指定事業者が、事業所において水道を使用することにより徴収される水道料金を指定納期限までに完納していること。
用地取得助成金	指定事業者が、町から取得した土地の購入代金の全額を支払っていること。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

岬町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

優遇措置の指定申請書

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請  
します。

## 事業計画書

### 1 申請書の概要

#### (1) 既存事業の概要

事業の沿革			
事業の内容			
業種		対象業種業歴	年
資本金（出資金）	千円	従業員数	人

#### (2) 既存事業所の概要（ 年 月 日現在） （単位：㎡、人）

既存事業所の名称	所在地	敷地面積	延床面積	従業員数	業務内容(業種等)

#### (3) 取引実績（直近3営業年度分、決算期 月） （単位：千円）

		期	期	期
売上額				
部門別売上内訳				
経常利益				

2 設置予定事業所の概要（計画）

事業の用に供する 施設の用途				
附帯施設の用途				
所在地				
規模等	土地 延床面積 店舗面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	建物（建築面積） 構造	m <sup>2</sup> 建
工事予定期間	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日			
事業開始予定日	年 月 日	用途地域		
事業所における従 業員数	全従業員数（予定）		人（男 人、女 人）	
	新規雇用する人数（予定）		人（男 人、女 人）	
土地売買契約 （予定）日	年 月 日	賃貸借契約 （予定）日	年 月 日	
登記（予定）日	土地： 年 月 日	建物：	年 月 日	

3 事業費の内訳（計画）

区分	種別・数量等	価 額	所 有 者
土 地		千円 ( 円 / m <sup>2</sup> )	
建 物		千円 ( 円 / m <sup>2</sup> )	
構 築 物		千円	
機 械 装 置		千円	
そ の 他		千円	
合 計		千円	

#### 4 資金計画

区 分	金 額
自 己 資 金	千円
借 入 金	千円
そ の 他	千円
合 計	千円

#### 5 添付書類

- (1) 定款の写し又はそれに代わるもの
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 直近3営業年度の決算書の写し
- (5) 建築基準法第6条第1項の確認済証の写し
- (6) 建築物等配置計画書及び土地利用計画図（縮尺500分の1程度）
- (7) 売買契約書の写し
- (8) 賃貸借契約書の写し
- (9) 労働基準法第107条第1項の労働者名簿
- (10) その他参考資料

様式第1の2号(第4条関係)

年 月 日

岬町長 様

申請者(賃貸用施設設置事業者)

所在地

名称

代表者

印

賃貸用施設賃借事業者

所在地

名称

代表者

印

優遇措置の指定申請書(賃貸用施設設置事業者用)

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 事業計画書

### 1 貸貸用施設設置事業者の概要

#### (1) 既存事業の概要

事業の沿革			
事業の内容			
業種		対象業種業歴	年
資本金（出資金）	千円	従業員数	人

#### (2) 既存事業所の概要（ 年 月 日現在） （単位：㎡、人）

既存事業所の名称	所在地	敷地面積	延床面積	従業員数	業務内容(業種等)

#### (3) 取引実績（直近3営業年度分、決算期 月） （単位：千円）

		期	期	期
売上額				
部門別売上内訳				
経常利益				

## 2 賃貸用施設賃借事業者の概要

### (1) 既存事業の概要

事業の沿革			
事業の内容			
業種		対象業種業歴	年
資本金（出資金）	千円	従業員数	人

### (2) 既存事業所の概要（ 年 月 日現在） （単位：㎡、人）

既存事業所の名称	所在地	敷地面積	延床面積	従業員数	業務内容(業種等)

### (3) 取引実績（直近3営業年度分、決算期 月） （単位：千円）

		期	期	期
売上額				
部門別売上内訳				
経常利益				

### 3 設置事業所の概要（計画）

#### (1) 自社用施設

事業の用に供する 施設の用途			
附帯施設の用途			
所在地			
規模等	土地 延床面積 店舗面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	建物（建築面積） 構造 造
工事予定期間	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日		
事業開始予定日	年 月 日	用途地域	
事業所における従業員数	全従業員数（予定）		人（男 人、女 人）
	新規雇用する人数（予定）		人（男 人、女 人）
土地売買契約 （予定）日	年 月 日	賃貸借契約 （予定）日	年 月 日
登記（予定）日	土地： 年 月 日	建物： 年 月 日	

#### (2) 賃貸用施設

事業の用に供する 施設の用途			
附帯施設の用途			
所在地			
規模等	土地 延床面積 店舗面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	建物（建築面積） 構造 造
工事予定期間	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日		
事業開始予定日	年 月 日	用途地域	
事業所における従業員数	全従業員数（予定）		人（男 人、女 人）

	新規雇用する人数（予定）		人（男 人、女 人）	
土地売買契約 （予定）日	年 月 日	賃貸借契約 （予定）日	年 月 日	
登記（予定）日	土地： 年 月 日	建物： 年 月 日		

#### 4 施設設置事業費の内訳（計画）

##### (1) 自社用施設

区 分	種 別 ・ 数 量 等	価 額	所 有 者
土 地		千円 ( 円 / m <sup>2</sup> )	
建 物		千円 ( 円 / m <sup>2</sup> )	
構 築 物		千円	
機 械 装 置		千円	
そ の 他		千円	
合 計		千円	

##### (2) 賃貸用施設

区 分	種 別 ・ 数 量 等	価 額	所 有 者
土 地		千円 ( 円 / m <sup>2</sup> )	
建 物		千円 ( 円 / m <sup>2</sup> )	
構 築 物		千円	
機 械 装 置		千円	
そ の 他		千円	
合 計		千円	

## 5 施設の資金計画

### (1) 自社用施設

区 分	金 額
自 己 資 金	千円
借 入 金	千円
そ の 他	千円
合 計	千円

### (2) 賃貸用施設

区 分	金 額
自 己 資 金	千円
借 入 金	千円
そ の 他	千円
合 計	千円

## 6 添付書類

### (1) 申請者（賃貸用施設設置事業者）

- ア 定款の写し又はそれに代わるもの
- イ 法人の登記事項証明書
- ウ 印鑑証明書
- エ 直近3営業年度の決算書の写し
- オ 建築基準法第6条第1項の確認済証の写し
- カ 建築物等配置計画書及び土地利用計画図（縮尺500分の1程度）
- キ 売買契約書の写し
- ク 賃貸借契約書の写し
- ケ 労働基準法第107条第1項の労働者名簿
- コ その他参考資料

### (2) 賃貸用施設賃借事業者

- ア 定款の写し又はそれに代わるもの

- イ 法人の登記事項証明書
- ウ 印鑑証明書
- エ 直近 3 営業年度の決算書の写し
- オ 労働基準法第 107 条第 1 項の労働者名簿
- カ その他参考資料

優遇措置の指定書

所在地

名称

代表者

様

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置について、下記のとおり指定します

年 月 日

岬町長

印

記

- 1 指定の要件 岬町企業誘致に関する条例施行規則第5条第1項第 号に該当
- 2 事業内容
- 3 対象となる助成金の種類
- 4 指定番号
- 5 事業所の名称
- 6 事業所の所在地
- 7 事業所の代表者氏名
- 8 指定の条件

優遇措置の不指定書

所在地  
名 称  
代表者

様

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置について、下記の理由により指定しません。

年 月 日

岬町長

印

記

- 1 指定しない理由
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の代表者氏名

岬町長 様

指定事業者 所在地  
名 称  
代表者 印

優遇措置の指定内容変更申請書

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を受けた内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定番号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

3 添付書類

優遇措置の指定内容変更承認書

所在地  
名 称  
代表者 様

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定内容の変更について、下記のとおり承認します。

年 月 日

岬町長 印

記

1 指定番号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

3 追加し、又は変更する指定の条件

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

岬町長 様

指定事業者 所在地  
名 称  
代表者 印

工 事 着 手 報 告 書

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を受けた事業所(賃貸用施設)の工事に着手したので、下記のとおり報告します。

記

1 指定番号

2 事業所の設置工事を着手した日 年 月 日

3 添付書類

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

岬町長 様

指定事業者 所在地  
名称  
代表者 印

事業開始報告書

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を受けた事業所において事業を開始したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の代表者氏名
- 5 事業を開始した日 年 月 日
- 6 新規雇用した者の人数(うち町内居住者 人)
- 7 添付書類

年 月 日

岬町長 様

申請者（賃貸用施設設置事業者）

所在地

名称

代表者

印

賃貸用施設賃借事業者

所在地

名称

代表者

印

事業開始報告書（賃貸用施設設置事業者用）

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を受けた賃貸用施設設置事業所において事業を開始したので、下記のとおり報告します。

記

1 指定事業者（賃貸用施設設置事業者）

- (1) 指定番号
- (2) 事業所の名称
- (3) 事業所の所在地
- (4) 事業所の代表者氏名
- (5) 事業を開始した日 年 月 日
- (6) 新規雇用した者の人数（うち町内居住者 人）
- (7) 添付書類

2 賃貸用施設賃借事業者

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の代表者氏名
- (3) 事業を開始した日 年 月 日
- (4) 新規雇用した者の人数（うち町内居住者 人）
- (5) 添付書類

様式第 8 号 ( 第 10 条関係 )

年 月 日

岬町長 様

指定事業者 所在地  
名 称  
代表者 印

事 業 廃 止 ( 休 止 ) 届

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を受けた事業所 ( 賃貸用施設 ) における事業を ( 廃止・休止 ) するので、届け出ます。

記

1 指定番号

2 廃止 ( 休止 ) 予定年月日 年 月 日

3 廃止 ( 休止 ) 理由

優遇措置の指定取消通知書

所在地  
名 称  
代表者

様

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定を取り消したので、下記のとおり通知  
します。

年 月 日

岬町長 印

記

- 1 指定番号
- 2 取消しの理由
- 3 既に交付した助成金がある場合の処置

様式第 10 号 ( 第 12 条関係 )

年 月 日

岬町長 様

指定事業者 所在地  
名称  
代表者 印

助 成 金 交 付 申 請 書

岬町企業誘致に関する条例に基づく助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定番号

2 助成金交付申請額

助 成 金 の 名 称	交 付 申 請 額
施 設 設 置 助 成 金	円
雇 用 促 進 助 成 金	円
水 道 料 金 助 成 金	円
用 地 取 得 助 成 金	円

3 添付書類

助 成 金 交 付 通 知 書

所在地  
名 称  
代表者

様

岬町企業誘致に関する条例に基づく助成金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

岬町長

印

記

1 指定番号

2 助成金の名称

3 交付決定額

円

様式第 12 号（第 15 条関係）

年 月 日

岬町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

### 優遇措置の指定承継申請書

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定の地位を承継したいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 指定事業者
  - (1) 指定番号
  - (2) 事業所の名称
  - (3) 事業所の所在地
  - (4) 事業所の代表者氏名
- 4 承継者
  - (1) 事業所の名称
  - (2) 事業所の所在地
  - (3) 事業所の代表者氏名
- 5 承継しようとする理由
- 6 添付書類

優遇措置の指定承継承認通知書

所在地  
名 称  
代表者 様

岬町企業誘致に関する条例に基づく優遇措置の指定の地位の承継について、下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

岬町長 印

記

1 指定番号

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 承継年月日 年 月 日

5 承継の内容